令和６年度第１回大阪府防災・危機管理対策推進本部会議　議事概要

日時：令和６年10月３日（木）14：00～15：00

場所：大阪府災害対策本部会議室（新別館北館１階）

＜１　開会＞

○　本日の会議趣旨について松井危機管理監より説明

議題は「南海トラフ地震臨時情報発表時の各部局で実施した対応（備えの再確認等）

・府民への呼びかけ等に係る論点」とし、８月８日の臨時情報（巨大地震注意）発表に伴う大阪府の対応を振り返り、今後の南海トラフ地震への備えをより強固にするべく、推進本部として議論をお願いするものです。

○　具体的に申しますと、臨時情報が出た際、大阪府自体が大きな被災を受けている際には、既に地域防災計画に定められている災害対策を行うことになりますので、本日の会議では、大阪府の被害が甚大でない場合に、今後、南海トラフ巨大地震が起こる可能性が高まっているという、こうした臨時情報が発出されたケース、特に今回は「注意」でしたが、「警戒」が発出された場合も含めて、府民へどのように呼びかけるべきかなど、府として取るべき対応についてご議論いただきたいと考えております。

〇　この臨時情報については、現在、国においても、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループを設置し、今後の対応に向けた検証を行うこととなっております。本日ご議論いただいた内容は、当室で整理させていただいた上で、国から回答を求められているアンケートを通じて、国において見解を明確に示していただきたい論点等について、大阪府として国に提案したいと考えておりますので、各部局長におかれては、想定される論点について忌憚なくご意見いただければありがたく存じます。

＜２　議事＞

■議題１「南海トラフ地震臨時情報発表時の各部局で実施した対応（備えの再確認等）」について

（西室長）

○「南海トラフ地震臨時情報発表時の各部局で実施した対応（備えの再確認等）」について資料を用いて説明。

【各部意見】

（松井危機管理監）

※会議時間の都合上、ご発言いただく部局をこちらから指名

○福祉部

（吉田福祉部長）

福祉部の対応ですが、地震等による災害が懸念される状況においては、 高齢者施設はじめ災害弱者と言われる方々が利用されている社会福祉施設等に、地震等に対して備えることを呼びかけることが重要だと認識しています。このことから、8月8日の臨時情報の発表における、府の司令部設置、府民への呼びかけ等を受けまして、厚生労働省からの通知に先立って、8月9日の午前中から、施設はもとより市町村や施設団体等へ地震に対する備えに関する通知を発出しました。

通知内容としては、施設等に対してはBCPの再確認や、食料、水の備蓄、通信手段の確保など、地震への備え等を依頼させていただいたほか、 被害が発生した場合、被害状況を国、自治体と共有し、迅速な支援につなげるため、災害時情報共有システムへのログイン手続きの再確認等を依頼いたしました。

また、市町村に対しては、当該市町村に所在する社会福祉施設等への注意喚起や、先ほど申し上げたシステムの未入力の施設の安否確認や、被害が発生した場合の市町村の業務について作業確認をさせていただいたところです。

なお、先ほど申し上げたように、厚生労働省の通知よりも先に発出させていただいたこともあり、受け取る側で若干の混乱も見られたので、今後どういう内容をどのタイミングで通知として発出させていただくかは、 国や危機管理室とこれから相談していきたいと考えております。以上です。

○　健康医療部

（西野健康医療部長）

健康医療部の体制と今後の対応を踏まえまして、いくつかご意見を申し上げたいと思います。 まず、対応につきましては、指令部会議において全庁の非常1号配備という指示を受けましたので、府内においてあらかじめ定めております、本庁3名と、保健所13名、延べ90名が職場において24時間の待機を8月15日まで行いました。

また、府内の18の災害拠点病院に対しまして、DMAT隊の今後の待機、出動に備えるように指示をしました。 また、全病院500病院に対しまして、発災した場合、救急災害医療情報システムに被災情報を入力するよう指示をしたところでございます。

また、その他、全病院・医療関係団体、宿泊関連、海水浴関係の開設者など、これらの約600カ所に対しまして、体制整備の再確認を行うよう要請文書を発出したということでございます。

また、八尾SCUや水道事業体への準備確認、保健所、訪問看護ステーションを通じて、在宅の人工呼吸器を使用されている患者さんへの非常用発電機の対応の準備確認を、それぞれ各所から確認したところでございます。

後程の議論にあるとは思いますが、府民への呼びかけだけではなくて、医療関係や関係団体への注意喚起や再確認をどこまで対応いただくかということもあらかじめ考えておいて、示す必要があるのではないかと考えておりまして、この点を論点に加えていただきたいと考えております。

2点目は、発令期間中の府からの情報ですが、関係機関に対して日々のこの動きを継続的に情報提供してことが必要であると考えております。今回のこの期間中については、新たに追加で出された情報が今回なかったということで、今後1週間、2週間の間にどういったものを出していくか、そういった検討が必要であるのではないかと考えております。

3点目は、今回、職場で24時間体制をとりましたが、実際に災害が発生していない中で情報伝達手段は、この間発達してきておりますので、そういった現状も踏まえて配備体制を再検討する必要があるのではないかと考えております。

最後に、今回、本庁、出先で1週間の長期間の待機となりましたけれども、必要な資機材の確保や環境整備が十分でなかったと思っております。また、出先の職員が少ない中での１週間の人員の確保、こういったものが課題にあると考えております。以上です。

（松井危機管理監）

○　配備体制につきましては、また別途事務的な形で各部局と調整させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○都市整備部

（谷口都市整備部長）

都市整備部での対応等について報告をさせていただきます。最初に、防災体制を取るために必要な初動マニュアルの確認、職員との連絡体制がしっかりできているか、それから、資機材がしっかり動けるかというところを確認させていただいた上で、2点、必要な再確認を実施しております。

1点目は、防災上重要な津波防護施設に関する再確認でございます。 津波が発生した場合に備えまして、水門や鉄扉等の津波防護施設の点検を行います。もう1点目は、道路啓開に必要な体制の再確認です。

こちらについては、地震で被害を受けた場合に救助救援ルートを確保できるよう、道路啓開に必要な関係機関との連絡体制の確認を行ったところでございます。

その他といたしましては、工事中か所における作業員の避難体制の確認、緊急時における市町村長とホットラインの確認等を行ったところでございます。以上です。

○教育庁

（水野教育長）

8月8日20時30分に開催されました防災危機管理司令部会議の内容を踏まえまして、その1時間後、21時40分には全府立学校長等宛の指示メールを発出いたしました。

内容といたしましては、１点目、全教員が緊急連絡等を受けられる体制を強化すること。

2点目が、翌日、つまり9日以降の部活動と学校における教育活動について平常通り実施して差し支えがないこと。

3点目、緊急時の避難経路や連絡方法、安全対策について十分確認をした上で活動することの3点を通知いたしました。

今回に関しましては、学校が夏季休業中ということでしたので、主に部活動等をどうしたら良いのかというところを想定しておりました。

また、教育庁関係施設の被害状況の把握と職員の緊急連絡体制の再確認も合わせて指示するとともに、私立学校におきましても情報共有を行いました。以上です。

〇　その他発言についてお願いし、発言無し。

■議題２南海トラフ地震臨時情報発表時の府民への呼びかけ等にかかる論点について

（西室長）

〇　南海トラフ地震臨時情報発表時の府民への呼びかけ等に係る論点について資料を用いて説明。

（松井危機管理監）

〇　ただいま、警戒と注意の違いの意見についてご説明するとともに、事務局の方で考えをまとめさせていただいた論点も資料12ページに記載しております。この論点でございますが、 まず、総括的な論点といたしまして、警戒の場合は一部の行動に変容を求める、注意の場合は行動変容を求めないと設定しております。この論点でございますが、全体の議論の中で問題ないかを判断していきたいと考えております。

その他に、論点1から4のご意見をいただければと思っております。

まず論点１「府民、事業者への呼びかけ」のうち、沿岸地域への重点的な呼びかけの必要性について、沿岸部で漁用振興を担っておられる原田環境農林水産部長、ご発言いただいてよろしいでしょうか。

○環境農林水産部

（原田環境農林水産部長）

漁業関連ということで、漁業者に対して、これまでも、津波災害等に対する備えとして、通信体制の確保、機材等の点検、避難経路の確認などを徹底するよう求めておりまして、今回の臨時情報注意の際にも改めてこの点を周知したところです。

また、臨時情報警戒が発表された際には、すでに海上保安庁の方で、津波警報発表時の対応として、航行中の船舶に対し、大阪湾内部に推奨避難海域というのが定められておりまして、そちらへ退避するようすでに定めがございます。こうしたことを念頭に置いた操業の働きかけが必要であると考えております。

併せて、国に対しても、臨時情報警戒が発表された際の操業のあり方等について意見を聞きながら検討していく必要があると考えています。

さらには、漁港内で集客施設を営業している漁業団体もあることから、発災時の避難誘導経路やその体制を再確認するなどの働きかけも必要と考えています。

（松井危機管理監）

〇　ありがとうございました。海上保安庁の方で決められていることもあるので、また国に対して警戒の場合で求める事項あれば、また忌憚なくお教えいただければと思います。

続きまして、船舶運航事業者、港湾関係事業者への呼びかけにつきまして、丸山大阪港湾局長、ご発言いただけますでしょうか。

○大阪港湾局

（丸山大阪港湾局長）

　大阪港湾局としては、海上保安庁の関連部署と協力して、団体を通じまして、避難あるいは避難海域の確認といった避難準備に関する確認を行うように、今回周知しています。

また、直接、公共岸壁に係留しております船舶、あるいは利用者等に対しても、避難準備に関する確認を行うように周知しています。重点的な呼びかけに関しましては、港湾関係者は、臨海部の津波の影響を非常に強く受ける場所に立地していること、それから、港湾は発災した場合に、緊急物資の受け入れ拠点ともなるので、港湾機能の早期復旧に繋がるように、コンテナ流出防止等の対策を十分に実施する必要がありますので、 巨大地震警戒が発表された際には、より意識を高めていただく上でも、重点的に行うことが必要と考えます。

（松井危機管理監）

〇　ありがとうございました。注意の場合でも影響が大きいということで対応を取られていますが、警戒の際にはさらに強力にやっていただくと思います。この件に関して他にご意見ありますでしょうか。

（吉村知事）

〇　住民目線で考えると、浸水想定区域の住民に対して重点的な呼びかけが必要ではないかと思っていて、1つ論点として検討してもらいたいと思います。南海トラフ巨大地震以上の地震が起きて、津波が来た時にどう対応するのかが、非常に重要になってきます。それは住民の皆さんにこそ伝えていかなければならないことだと思います。津波の浸水想定区域にお住まいの皆さんが、地震が起きた時にどう対応するのか。津波が来る場所、津波の避難場所、あるいは高いところへの避難などを、市町村と協力して重点的に呼びかけるべきではないかと思います。臨海部と山間部の住民の行動は変わってくると思うので、浸水想定区域の方への対応を論点として考えていただきたいです。

　　もうひとつは、巨大地震注意の時には必要ないのかということです。行動変容を求めないというのは、原則としてそれはそうだと思います。行動変容を求めないとしても、その事前の備えの中に、沿岸地域、津波浸水地域の事前の備えっていうのは、もし津波が来たらこういう行動を取ろうとか、家族で話し合うということはすごく大切だと思います。行動変容を求めないにしても、市町村と連携して、大阪府民全般に対して情報発信をするべきだと考えます。

（松井危機管理監）

〇　実際どういう内容で周知を行うべきというのは、国に対して論点として含めていけると思います。あと、大阪府として、市町村とあらかじめ協議して、注意の場合の呼びかけ、警戒の場合の呼びかけ、それをどのようにして住民に周知していくか、その手段ややり方含めて、検討しておく必要があると思いますので、危機管理室で、市町村の危機管理部局とあらかじめどういうやり方で通知ができるかというところは相談して決めておきたいと思います。そもそもどういう呼びかけをするかというところにつきましては、警戒と注意、それぞれについて相談して決めておきたいと思います。今の総括の部分と論点１に含めてご議論いただけたらと思いますが、他はよろしいでしょうか。

（山口副知事）

〇　国と府と市町村の臨時情報が出た時、役割は今どうなっているのでしょうか。府民や学校へ直接的に働きかけるのは一体誰でしょうか。例えば、知事が決めれば、それに従ってもらうのか、あるいは、市町村に任せるのかという整理はなされているのでしょうか。

（松井危機管理監）

〇　基本的には、現状においては、国が何をすべき、府が何をすべき、市町村が何をすべきというところにつきましては、国は臨時情報については特に決まった言い方をしておりません。定めてないということだと思います。ですので、その相手方に応じて伝えていくことになりますので、住民については市町村が1番のメインとなって、それを広域として補完していくような形で情報伝達を行っていくと思っております。あと、それぞれの医療機関、事業者、交通機関など、それぞれ個別で一番望ましいところから発信することが重要だと思います。こういった役割についても、国へ提案してまいりたいと思います。

（山口副知事）

〇　やはりこの役割をきちんとしないといけないと思います。沿岸部と山間部の住民は明らかに違うわけで、避難してくださいとか、1週間は我慢してくださいというような、できるだけわかりやすいメッセージが必要になります。まずは行政間で、府はどこまでやるのか整理しないといけないと思います。学校にしても、市町村立学校と府立学校は違うので、情報が錯そうする可能性があります。まずは、しっかり整理をしてほしいです。

（松井危機管理監）

〇　ありがとうございます。まずは、大きな役割分担というところは、それぞれ各部局に置かれても、都道府県と市町村の役割をもう1度検討していきたいと思います。

（森岡副知事）

〇　今おっしゃられたように、確かにこの国、都道府県、市町村の役割分担というのをしていただきたいなと思います。コロナの時とは違って、おそらく法的強制力がないです。その中、どのように役割分担をするのでしょうか。一般論的に言うと、おそらく国は、全国一律及び個別にこんなことが気を付けられます。都道府県、市町村は、それぞれの属地的で、より特色に応じたやり方をしていく。例えば大阪府ですと、府立高校はどうするのかというのは、府の判断になっていきます。それは、法的ルールはないので、はっきりすることが必要かなと思います。

（松井危機管理監）

〇　ありがとうございます。その点は確認していきます。

（西野健康医療部長）

○　府内において把握はしていないが、他の県の福祉医療施設で、津波が来るような場所のフロアにいる患者さんのベッドを高層階に動かしていた。それは行動変容を病院や施設が取ったわけです。そもそも国のガイドラインへ明記がされているのか。今回この論点の中に出てきているのが、府民や学校やイベントといったもので、福祉施設や医療機関にはどういった備えをしてもらうのかを考えていただきたいです。

（松井危機管理監）

〇　現時点では、医療機関や福祉施設に対してこういう行動を取ってくださいというところまでは記載していなかったと思います。今回の国の検討におきましても、内閣官房から各省庁の方にアンケートやヒアリングをしていると聞いておりますので、おそらく医療機関や福祉施設への対応も盛り込まれると思います。特に施設関係、団体関係、医療や福祉の関係について、ひとつ論点として、国に上げていきたいと思います。あらためて、健康医療部と福祉部の方に相談させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

（吉村知事）

〇　医療機関や福祉施設に関する分野は論点の中に入れた方がいいと思います。個別事項にはないですが、医療施設、高齢者施設で、特に津波浸水想定区域の病院の施設に対して

　呼びかけするのかどうか。病院や施設でどう対応したらいいかよく分からないという意見も多く出たのではないかと思いますので、検討事項に入れるべきだと思います。お願いします。

（松井危機管理監）

〇　ありがとうございます。それでは、次の論点に移りたいと思います。

次の論点2-1、2-2が学校関係ということで、巨大地震注意の際の学校行事の開催の可否、休校の可否並びに 学校行事開催の可否について、水野教育長お願いします。

（水野教育長）

〇　学校の教育環境については、社会経済活動がストップしない限り原則継続させることとなっております。もちろん、鉄道が運休になっていた場合等はもちろん休業する学校も出てくるということになります。

もう1つの原則ですが、校外学習であるとか運動会等の教育活動については各学校長の判断としております。この原則の上で、修学旅行など他府県に行くことに関しては、訪問先の受け入れ体制がどのようになっているのか、ライフラインが正常に機能しているのかといった情報も含めて、総合的に実施の可否を判断しているというのが現状です。大阪府として、例えばイベント等の実施を自粛する というような方針が発出されましたら、各学校長も、府内での校外学習の中止や検討の判断等が容易にできるかと考えております。府教育庁の立場としては、国や府の方針というのを必要に応じて速やかに、府立学校や市町村教育委員会や私学に情報共有をしていくということを考えております。

（松井危機管理監）

〇　ありがとうございます。今のお話であれば、基本的には、文部科学省から統一的な見解が出ているというわけでもなく、府や社会経済活動の動き等を学校と共有して、学校長にご判断いただくという形になります。

（水野教育長）

〇　学校については山間部や臨海部で状況が変わってきますので、各校ごとの学校防災計画に基づいて、最終的には校長の判断になります。ただ、校長が情報をどれほど持っているかで判断が分かれるケースが多いので、府教育庁としてはそこへの情報提供を行っていきたいです。ただし、府教育庁が独自に指示するというよりかは、危機管理室との連携のもとで、府の考えとして、府教育庁から各学校に発出をお願することが原則と思っています。ちなみに市町村も同じメカニズムでして、各小中学校長の判断になるのですが、基本的な判断に迷う場合には、市教育委員会へ問い合わせをして、市教育委員会は市の危機管理の方からの指示の下でその情報伝達をしている。現状、そういった原則論のもとに成り立っていますが、やはり国に求めていくとなった時には、各地域にどういう形の情報共有がされているのか、コロナの時と違って法的拘束力のない中で休業の判断をどのようにしていくのか等のシミュレーションが必要と感じています。

（吉村知事）

〇　今回は夏季休業中だったので、学校は部活動ぐらいしか行っていないです。しかし、「事前避難対象地域に修学旅行や臨海学校で行く予定になっているが、どうしたらよいですか」という問い合わせが教育委員会にあるとすれば、どのように答えますか。

（水野教育長）

〇　そういった問い合わせがあるのであれば、まずは、受け入れ先の教育委員会等に現状の確認を行います。その上で受け入れられますとなれば、向かってもよいという判断になります。しかしながら、延期ができるのであれば、延期という判断もあり得ます。キャンセル料に関しましては、 実際コロナの時もあったのですが、業者との交渉次第で一定期間の延期であれば、キャンセル料がかからないというケースもあります。

（吉村知事）

〇　受け入れ先の教育委員会がどう考えるのかということですか。

（水野教育長）

〇　そうです。受け入れ先の教育委員会のさらに上の危機管理部署の判断を参考にします。

（吉村知事）

〇　これは判断できるのですか。

（水野教育長）

〇　現実的には難しいと思います。

（吉村知事）

〇　そうなると、基本的には学校長の判断に任せるということですか。

（水野教育長）

〇　はい。その時期が、延期ができる時期なのかによってもまた判断が変わってきます。例えば春の修学旅行であれば、延期をする可能性は高いのではないかと考えられます。秋の修学旅行でしたら、学校行事を考えると、延期の判断は難しくなってくるので、場所の変更等という発想が出てくると思います。この辺りも含めて、教育委員会の判断よりも、学校長の判断になるので、我々は情報提供をしっかりしていきます。

（山口副知事）

〇　教育委員会にはその権限はないということで、教育委員会は「中止」の判断でも、学校長が「可能」という判断であれば、学校長の責任になるということですか。

（水野教育長）

〇　原則論で言うとそうなりますが、防災計画の中には教育委員会の指示による場合もあります。例えば、危機管理室から大阪府の全体方針としてこの地域へのこの期間の修学旅行は中止をせよという方針が示されたら、府教育庁として各学校にそれを伝達し、各学校長は判断をします。

（森岡副知事）

〇　都道府県や学校で方針が違うのはよろしくなく、混乱を招きそうです。その点は国の方で示してほしいと意見をするべきだと思います。

（松井危機管理監）

〇　ありがとうございます。大阪府危機管理室単独で学校行事を中止するという判断は難しいところでございますので、国に対して論点として挙げていきたいと考えております。

続きまして、イベントの開催の判断に移ります。イベントの開催、特に浸水想定区域でのイベントのその中止の可否についてご発言いただければと思います。数多くのイベントを開催されている松阪府民文化部長お願いします。

（松阪府民文化部長）

〇　府民文化部でございますが、今回の8月8日の臨時情報、巨大地震注意の情報が出た際のイベント対応ですが、府民文化部の所管としては、万博記念公園でのイベントや小規模のセミナーなどがございました。社会経済活動を継続しつつ地震への備えを再確認するという国の考えに基づきまして、これらについては予定通りイベントを実施いたしました。現状、各イベントの開催中止基準につきましては、開催の場所や所要人数など、その内容に応じて様々定めておりました、例えば台風接近や震度5以上の大規模地震が発生した場合は、即時中止することを、運営事業者と協議して、あらかじめ定め、中止の可否を判断しています。なお、イベント中に災害等が発生した場合に備えて、緊急避難誘導について、運営事業者や警察等と協議を行って、あらかじめ警備計画等を定めて備えています。南海トラフ地震の臨時情報について、今後国においてイベント開催の判断基準などの統一見解が示されるのであれば、それを踏まえて対応していきたいと考えております。

（松井危機管理監）

〇　ありがとうございます。

〇　基本的には、イベントごとに開催場所や人数に応じて、あらかじめ対応を決めているが、臨時情報というところでは、国に一定の判断基準を示してほしいという趣旨でしょうか。

（松阪府民文化部長）

〇　はい。そうです。

（松井危機管理監）

〇　他にご意見ありますでしょうか。

〇　次の論点4でございます。府発注工事などの継続の可否でございますが、主に関係する部局にご発言いただきたいと思います。谷口都市整備部長お願いできますでしょうか。

（谷口都市整備部長）

〇　はい。都市整備部から説明をさせていただきます。まず、国のガイドラインでは、企業等による防災対応は、日頃からの地震の備えの再確認を行い、適切な防災対応を実施した上で、できるだけ事業を継続することが望ましいとされております。巨大地震注意の発表時には、作業員の避難場所の確保など、工事箇所の安全対策を実施した上で、発注工事についても継続してもよいと考えております。巨大地震警戒につきましては、巨大地震注意に比べ、後発地震の発生確率が高いとされていることから、例えば河川内や沿岸部、津波浸水想定区域内、即座の避難が困難な地下の工事など、工事の内容や工事の進捗状況に応じて判断していく必要があります。安全確認、安全確保ができない場合については中止の判断も必要と考えています。ただ一方で、休止する場合、社会的影響も大きいことから、具体的な休止の判断基準等につきましては、国の動向等を注視しながら、検討を引き続き進めていきたいと考えております。以上です。

（松井危機管理監）

〇　ありがとうございます。同様に丸山大阪港湾局長お願いします。

（丸山大阪港湾局長）

〇　大阪港湾局としても、都市整備部と基本的な考え方は同じです。大阪港湾局でも、各種工事を行っておりますが、工事継続の可否判断につきましては、巨大地震注意の場合は、作業員の避難あるいは安全確保を行い、現場の安全対策を講じた上で継続するものと考えております。一方で、巨大地震警戒の場合には、工事の内容などを踏まえまして、安全確保の観点から工事継続の可否を判断していく必要があると考えております。なお、休止となりますと、工事の遅延等に伴い、様々な影響が想定されることから、その判断基準については国の意見も聞きながら検討が必要と考えております。

（松井危機管理監）

〇　ありがとうございます。同様に原田環境農林水産部長お願いします。

（原田環境農林水産部長）

〇　はい。基本的には、環境農林水産部も、都市整備部や大阪港湾局と同様に、臨時情報巨大地震警戒の場合は、作業員や現場、その周辺の安全性を維持できるかを見極めた上で、対応が必要と考えています。発注工事では、地震、津波の影響の多い施設やダムやため池など下流への影響があるものも多いため、これについては休止とするものや、休止せずともリスクの高い作業については工事工程の見直しを求めるなど、一定の判断基準について国の見解を求めながら検討していくことが必要と考えております。以上です。

（松井危機管理監）

〇　ありがとうございます。今３部局長にお話いただきましたが、基本的には警戒の場合 では休止の判断もありうるということで、具体的な基準を国に示してほしいというご意見だったと思いますが、これについてご意見ありますでしょうか。

（森岡副知事）

〇　公共工事に限らず、一般の民間の建築工事も含めてどうするかというのが、まず国である程度のルールを作っていただく必要がある。その中で、特に府発注工事をどうしていくかという判断になると思います。おそらく、一律に工事を止めるということは考えにくいので、高所で作業するような建設工事についてはどうするかというようなルールは、国に対して示してほしいと思います。

（松井危機管理監）

〇　ありがとうございます。今仰ったように、公共工事以外の建設工事も想定して、設定する必要があると思います。

（馬場商工労働部長）

〇　労働安全衛生も関係すると思います。行動をどうするかよりも、注意喚起を重要視しなくてはいけないと思います。

（松井危機管理監）

〇　ありがとうございます。この論点については、労働安全衛生の管理も含めてという形でまとめてまいりたいと思います。 この件について、他にご意見ありますでしょうか。

なければ、これまでの全体の議論を通じて何かご意見ありますでしょうか。

（水野教育長）

〇　先ほどの論点で、国への要望でお願いしたいのが、修学旅行のキャンセルについて、 おそらくこれは学校と旅行者との契約になるのですが、やむを得ない事由の中に、例えば今回の南海トラフ地震もしっかり明記するようにというのを国の方にお伝えして、旅行業界の方にお伝えいただくということが可能であればお願いしたいと思います。

（松井危機管理監）

〇　ありがとうございます。この辺りはまだ業界との調整もあると思いますが、国に対して上げていきたいと思います。

〇　最後に、対策推進本部長である吉村知事 一言お願いいたします。

（吉村知事）

〇　今回、8月8日に南海トラフの巨大地震情報、巨大注意が発表されて、それぞれの各部局において、今ある条件の中で、迅速に適切な対応をされたと思っています。ただ、今後のことを考えると、巨大地震警戒が発表された時には、かなり混乱するだろうと思います。あらかじめ、基準や対応を準備しておかないとかなり混乱するだろうと今日の会議で思いました。

一部の行動について変容を求めるということになってくると思いますので、工事や学校活動など様々な点について、一定の基準を国で定めないといけないと思いますし、府はそれを求めていくべきだと思います。

国、都道府県、市町村と、あらかじめ明確に役割分担しておくことも重要だと思います。今回の臨時情報は適切に対応すれば、多くの被害を防ぐことができ、非常に有効なものになると思います。今後、エリアの問題もあると思いますし、注意か警戒でもまた違います。警戒においては、それはどういう基準でどういうものなのか、 あらかじめ行政、国、市町村で共有しておくことによって適切な行動、適切なリスクコミュニケーションになると思います。

今日出た論点を踏まえて、国に提言をして意見をしてもらいたいと思います。国も今後ワーキングで取りまとめると思いますので、そこで様々な論点が他の都道府県からもあると思いますが、きちんと答えてもらいたいと思います。国のワーキングの取りまとめがあれば、それを踏まえて最終的にどのようにしていくのか、大阪府の方針をまた決めたいと思います。地震はいつ起きるかわかりません。当然十分な検討が必要ですけれども、いつ起こるか分からないということを踏まえて、進めていきたいと思います。

（松井危機管理監）

〇　ありがとうございました。本日、論点といたしまして、現状の調査の役割、あるいは津波想定地域については、呼びかけをどうするか、あるいは医療機関・施設等への呼びかけをどうするか、学校教育の判断基準、イベントの判断基準、工事中止の判断基準と様々なご意見をいただきましたので、本日の議論を踏まえて、危機管理室において整理させていただいた上で、危機管理室からまとめて、国の検討ワーキンググループへ上げていきたいと思います。また、詳細につきましては、各局長、各部局におかれてはご協力のほどよろしくお願いいたします。

では、以上を持ちまして本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。